

岩美町議会議員報酬調査特別委員会記録

招集（開催）年月日	平成31年2月27日（水）	
招集（開催）場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席委員	田中克美委員長、寺垣智章副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、森田洋子委員、吉田保雄委員、杉村宏委員、宮本純一委員、川口耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員（副議長）	
欠席委員	なし	
議長の出席	あり（足立義明議長）	
職務出席者	鈴木議会事務局長	
傍聴者	なし	
開会	9時05分	
記録者	鈴木議会事務局長	
調査事項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	田中委員長	<p>*起立、礼 議員報酬調査特別委員会を開会する。</p>
調査事項(1)	田中委員長	<p>きょうは、昨年6月の諮問に対して11月に議長あてに出された、報酬審議会の答申に対する議会としての対応方針を決めることにしている。</p> <p>2つの資料を配布した。一つは答申そのもの（の写し）である。薄い3枚物は、わたしのメモというか、きょうの議論の資料にさせていただこうと思って、事実経過を含めてわたしの思いのようなことを書きなぐったものである。</p> <p>わたしの文書をざっと読んで問題提起に代えたい。 （配布資料により経過の報告と、委員長の思いを説明。略。）</p> <p>繰り返しになるが、このたびの議長の提起を受けて、この間、3回にしかならないが議論をし、資料をいろいろ読んで、改めて今後の議会活動、わたし自身の議員としての活動、議会全体としての議員活動・議会活動について、今後の十分な取り組みに向かう決意を新たにしていきたい。</p>
	足立議長	<p>特別職のことを付け加えたい。</p> <p>特別職は、当初、審議会の判断を受け入れて、4月1日から給与を上げる方向できていたようだ。しかし、明日にならないと確定的なことは言えないが、おそらく、4月1日からの増額を見送る考え方だと思う。その理由は、審議会には関係なく、度重なる不祥事に対する特別職の思いがあるものだ。その思いを優先する形で、特別職の給与を上げない方向だと思う。明日、議案名が上がってくるものを見なければ、正確なことは言えない。</p> <p>今、委員長が報告されたけれども、特別職がそういう対応の中で、議会はどうか、新たな考え方が生まれてくると思う。そう</p>

		<p>いうことも承知の上で議論してほしい。</p>
	田中委員長	<p>今、議長から話があった。決定的なことは、明日にならなければ分からない。議会は議会の立場で、この間の議論を踏まえて決定していただきたい。</p> <p>わたしが先ほど述べた話は、初めての期の方には、おそらく、そうたやすく入る話ではないと思う。認識できるできないの話ではなく、感情の問題も含めて、額の多少は別として、引き上げることにすんなり乗れない思いがおそらくあると思う。そういう思いにこたえる程度までに、わたしの先程の話はなっていないと思う。</p> <p>議長の話があったので、皆さんがきのうまでの思いとは少し違ってくると思う。新しい時代の中で、判断をすればいいと思う。</p> <p>両常任委員長から口火を切ってほしい。初めから結論を言ってもらうつもりはない。川口委員。</p>
	川口委員	<p>委員長のきょうの資料を見させてもらった。</p> <p>わたしも、前期、諮問に対しては賛成の立場であった。この資料には、委員長が今までのいろんな議論を集約して書かれている。わたしも当時賛成した者として、お手盛りで報酬を決めることは、いかがなものかという思いもあった。その中で報酬審議会が設けられ、第三者の立場で議会議員を見ていただき、報酬を決められるものとの認識で賛成させてもらった。</p> <p>答申の中身を見るなかで、前回は据え置きで、いろんな意見も出されたと思うけれど、今回は、「今後の議会活動への期待からわずかではあるが」ということになっている。審議会の委員さんも、議会活動の日数などの資料を当然みて、そういうことを判断されたと思う。</p> <p>今回、特別委員会の中で、今の報酬に至るいろんな経過や歴史などを改めて勉強させてもらった。議会活動、議員活動はどうあるべきか。委員長が、これは議会改革にもつながるものだと言われた。わたしはそういうことを考える一つの機会として、今回の特別委員会の意義と捉えている。</p> <p>わたしは、朝、家を出るまでは、第三者、特別職等報酬審議会が出した意見をやはり尊重すべきだという思いがあった。しかし、議長から特別職の考え方を聞いて、少し……。ここで結論を出さなくていいと言われた。議員報酬を考えることにおいては、報酬だけでなく、我々議員がどうあるべきかを捉えるいい機会だったと思う。</p> <p>改めて、答申に対する賛否を問われると思うので、その時に意見を言いたい。</p>
	宮本委員	<p>諮問した議会としては、答申を尊重すべきであるという立場で、今までは、いろいろ勉強させていただいた。わたしも、前議会の賛同した者として責任があると、常々痛感している。審議会の答申に対しては、了とすべきだと思っていた。</p> <p>しかし、審議会委員の皆さんに敬意を払って答申は尊重すべきとの気持ちがある中で、けさ改めて考えてみて、こういう勉強をして</p>

		<p>いく中で、答申に任せて、丸投げ、不謹慎な言葉かもしれないが、そういう感じがある。「議会としてもこういう思いだから審議会の皆さんお諮り願えないか」と、我々が勉強したような資料を提供するなどして、判断してもらうような努力をすべきではなかったかと思う。</p> <p>町村議会議員の報酬の在り方の最終報告書を読む中で、4ページのまとめ、12ページの結びも考慮する中で、もっと慎重に今後も考えていく必要があると思う。答申は尊重すべき思いながらも、もっと議論を重ねていくことと、委員長が常々言われている、外に対して、報酬が適正かどうか、議員の活動の在り方、もっと活動していく必要があると思う。</p> <p>もう一つの資料の「7つのポイント」も頭をぐるぐる回っている。今の議員報酬というより、次の議会の議員が、どう議員たる活動ができる体制を整えておけるか、頭をぐるぐる回っている。</p> <p>結論は、このあと議論を深めていきたいと思うが、今のところは、慎重になるということに留めたい。</p>
	橋本委員	<p>この度、報酬の在り方をおして、議員はどういう活動をすべきか、どういう考えを持つべきかを考えさせていただいた。我々、比較的若い世代としては、政治参加、豊富な人材という面で、中長期的には報酬を上げていただきたい気持ちはある。ただ、資料を読んで、報酬の考え方、期待に値する活動が今できているのかというと、なかなかそこまで行きついていないと思う。</p> <p>結論は言わないが、積極的に上げてくださいというところまで行きついていないのが、今の本当の気持ちだ。</p>
	寺垣副委員長	<p>わたしも前期から出させてもらって、審議会に諮問するとかしないとかに関わってきて、委員長がまとめた資料のとおりであったと思う。前回の答申のときも、自分なりに、報酬という意味もよく分からないながらも、第三者に決めてもらうことに、正論付けて賛成したと思う。</p> <p>今回、この特別委員会が設置されて、いろいろ資料を読んだり聞いたりする中で、「報酬とは何か」というところから改めて分かったようなところだ。委員長の資料1ページ後段下に「今後の議会活動への期待からわずかではあるが0.6%増加」とある。今後の議会とは、まさしく今の議会のことだと思っている。6月に諮問したら、もちろん答申が出るのは新しい議会になってからだ。今後の、新しい議会への期待は、町民もすべて一緒だろうと思う。いろいろ勉強する中で、思うことはいっぱいある。やはり今後、もっともっと勉強してこの期待を裏切らないような、議員活動、議会活動にしていくべきだと思う。</p>
	杉村委員	<p>わたしの考えなり主張は、平成26年からまったく変わっていない。委員長がまとめた報告にある「議員報酬を報酬審議会に委ねることについて」の部分で、委ねるという意味は、わたしは、適切なレベルの提示を、案をつくってもらうことを委ねるというレベル。</p>

		<p>一生懸命考えて答申を出していただいているけれども、審議会というものはそういうものである。</p> <p>その後、そのことを本当に実施するかどうかは、先ほど特別職の給与でもあったように、報酬審議会の中身ということではなく、それ以外の理由で、執行部は今回見送る判断をされる。また、八頭町が報酬の中身というより、それ以外の要因で各議員が政治判断をしたように、岩美町においても、審議会の答申が出され、それについて各議員が政治判断する時に、わたしは、議会改革調査特別委員会で、報酬も含めて7つくらい先送り事項がある中で、報酬だけを審議会どおりにするのではなくて、ほかのこともしっかりと論議をしたうえで、その中で報酬も併せてやっていくようなことでなければ、報酬審議会が示された妥当と思われるレベルの報酬にも賛成しかねる。そういう立場で、平成26年からずっと来ているつもりだ。</p> <p>今回の答申はいくらか上げる方が良いという内容になっているが、わたしは、報酬のそもそものレベルとしては、岩美町で言えば管理職レベルの額を出すのが本来の理想形だと思うが、今の段階では、この審議会どおりにするのではなく、議会改革特別委員会を立ち上げて、その中で報酬を含めて、しっかりと論議を進め、できるものから順次していくなかで、議会の果たすべき役割を論議して、それを町民の皆さんと共有しながら進めていきたい。一貫したわたしの気持ちだ。</p>
	田中委員長	<p>審議会に諮問したのは議会だ。議長名で諮問している。諮問という行為について、意見があった。この点は大事な問題だ。諮問ということは結構ある。諮問機関、諮問的な機関を設けて、そこにいろんな決定を委ねる場面は行政の中でたくさんある。執行部と議会との関係の中でもある。議会の中でも、議会運営委員会に対して、任務が三つあって、その一つに議長からの諮問を審議するということもある。諮問の場面はたくさんある。</p> <p>少し、皆さん、この点は考えておいたほうがいい。この点は、この特別委員会の中でも、杉村委員の議論は一貫している。そのことについて議論したことはないので、この機会に少し考えてみたい。そういう思いもあって、わたしはこれを書いた。</p>
	柳委員	<p>決して杉村委員の発言に対してとやかく言うつもりはない。報酬審議会に諮問して答申をいただいた。この諮問したということの中で、「委ねた」という発言があった。皆さんが、「諮問」ということについて共通の認識、思いでかからないと、ぐちゃぐちゃになる可能性がある。法的には、諮問した側は、答申に拘束されることはない。実態として、報酬審議会というものに議会という公的な組織が諮問するという行為について、答は別に議会が判断するものだという姿勢では臨んでいないと思う。審議会の答申に対しては、尊重しなければならないというほうが強いと思う。</p> <p>先程、議長からの報告で、執行部側は特別職の給与据え置きは、</p>

		<p>問題があったということで、別問題だ。我々の今の現況で言うと、答申を受けた段階での対応は、執行部とは別問題だと思う。あらためて、議会として正式に報酬審議会に諮問をかけ、返ってきた答申に対して、そんな簡単に、議会は勝手に決めるという態度で、委ねるということはしていないと思う。あくまでも尊重させていただくということが強いと思う。これを、答申に拘束されないということ強く出すと、報酬審議会の存在は何ぞやとなる。ここは、議会として報酬審議会に諮問する、委ねるということについて、議論が必要だと思う。</p>
	田中委員長	<p>わたしが、「諮問に対する対応について」というところに書いている。「諮問」は、ある目的をもってその組織を設置する。そもそも、諮問する時に、諮問する時期、諮問する内容が適切かどうかという問題がある。議員報酬を参考値かどうかは別として、第三者機関に決めてもらうということ自体が適切なのかどうかということも議論していかないと、法律上、拘束されないからということだけで判断することにはいかないと思う。だから、前期の議会で全員が報酬審議会という諮問機関を設けることに賛成した。全員ということは杉村委員も含めてということだ。その責任はどうか。法的に拘束力がないということだけで判断するわけにはいかない。目的をもって、手続きとして審議会を設置した。設置しながら、法律上拘束されないから、知らないよという話にはならないであろう。もともと、わたしを含めて、そういう機関として審議会を設置したことに賛成した責任はどうかという話だ。</p>
	足立議長	<p>県下の町村の中でも、智頭町のように、かたから審議会を持たない、議会だけの判断で進みたいという考えの議会もある。日南町は、議会の中で27万円にしようとか合意して、町民に諮ったらだめだ、じゃあ25万円にしよう、それもだめだ、町民の考えは現状がふさわしいというものだった。町村によって対応がさまざまだ。他にも審議会の言うとおりにされる町村もある。岩美町として、これからは含めてどういう進め方が良いのかということも、いい機会だから議論してほしい。ここでもいろんな意見があるように、県下の議会もさまざまだ。</p>
	柳委員	<p>報酬審議会に我々の報酬額の決定を委ねるという目的をもって、我々は報酬審議会に委ねている。これが今後の議論の中で、別の議会のように報酬審議会を置かない、やはり独自に議会は議会で決めるということになると、それは別の問題として、いま話をしている特別委員会の設置の目的として、この答申について議会の考えを今後どうするか、そうした時に、我々が報酬審議会に加わるという決定をする中で、当時の担当常任委員会、全員協議会、議運もすべてにおいて、どの会議でもやりましょうと、誰一人ケチをつけていない。その時の内容は、報酬審議会に我々の報酬を決めていただくという認識で臨んだと思っている。そうすると、確かに法的に拘束されるものではないと書いてあるが、我々が報酬審議会に委ねよう</p>

		<p>という、三つの会議で決定した事柄は、報酬審議会に決めてもらうことを目的にして決めている。</p> <p>新しい議員はそこに関わっていないというのは事実だが、議会の構成が変わっても、議会の決定は議会の決定として引き継がれていると思う。</p>
	田中委員長	<p>国政の場合でも、一時、諮問政治という言葉があった。諮問という場合は、危険性がある。それは、自分たちが責任をもって決めないという態度だ。場合によっては、議会で町長に質問した時に、「ただいま諮問しているところだ」と言って答弁を逃れることがある。国会審議でもそういう場面が結構あった。要するに決めるべき立場の者が、責任をもって決めることをしない、説明責任も果たさないという、無責任な状態になる可能性、危険性がある。</p> <p>したがって、きちんとした目的を持って設置しないといけない。そこに諮問する場合も、適切な内容、適切な時期であるべきだと思う。議員報酬の場合、まず、そもそも、第三者に決めてもらうという、諮問機関を設けることが良いのかどうかということがある。</p> <p>決めてもらったけど、それはだめだというときは、諮問することに賛成した自分の態度を、まず反省するところから出発しないといけない。決めてもらっておいて、自分はだめだというのは誠実ではない。諮問機関を設置しても、諮問の内容や時期が適切でないということはある。それに対する批判は当然ある。それに基づいて答申に反対することはあり得る。場面場面で合理的な態度が貫かれなければいけないと思う。議員の報酬については、正解がないという中で、受けるにしろ、諮問するにしろ、きちんと説明できる中身でないといけないし、納得してもらおう根拠がないと、説得力がないといけない。諮問するにしろ、自らが決めるにしろ、説得力のあるものにする努力を我々はしていけないといけない。</p> <p>しばらく休憩する。</p>
休憩		10時12分～10時20分 休憩
再開	田中委員長	<p>再開する。</p> <p>諮問について、引用した「地方議会運営辞典」によると、「諮問」の項に「注意点」があつて、諮問手続きが法律上要求されているにもかかわらずこれを行わないで意思決定がされた場合は、手続き上の瑕疵により採決又は決定は違法であるとされている。岩美町の議員報酬や特別職の給与は報酬審議会の意見を聞いて決めることが条例で定められている。それに諮らずに決めると違法となる。</p> <p>方法として、我々がこういう額にしたいが審議会の意見を聞かせてとするか、条例を廃止するとか、条例から議員を除く改正をするとかしかない。</p> <p>行政実例が一つあつて、議会も首長から諮問を受けて答申する場面があるが、議会の答申、意見は尊重されるべきものであるが、必ずしも常に長は、それに絶対的に拘束されることはないとされている。私見だが、この場合は、政治的な決着がつけられる。議会はそ</p>

		<p>れを否定されたら、不信任案を審議すればいい。対抗措置がある。しかし、議会と報酬審議会の間には、対抗措置がない。議会は法律上拘束されることはないので、従わなくてもいいことになるが、審議会はそれに対抗する手段がない。そうすると、いったい何のために答申したのかという批判を受ける話になる。</p> <p>それだけ、尊重しなければならないという、道徳的な義務、紳士協定のようなものがあるだろう。それが嫌なら、そもそも、始めから諮問しなければいい。</p> <p>諮問について意見があれば、また答申の中身に対してでも、意見を伺う。森田委員。</p>
	森田委員	<p>諮問に対しての答申については、わたしの中では答えが出ない。そもそも、今回、報酬の特別委員会の意味を、いろいろ思い、資料を勉強する中で、歴史的なこともある。全国の地方のいろいろな議会の捉え方もある。議長が言う日南町や智頭町の議会の例もあるが、岩美町は、報酬調査特別委員会を今後議論するに当たって、最終的にはやはり審議会に委ねるという先程の話のとおり、皆さんで議会活動、議員活動を一生懸命行う中で、日南町の例をとると、27万円の金額を提示して審議会に諮問された中で、上げてほしいと言えるだけの、我々が議会改革をしながら議会活動、議員の資質を上げることがをしながら、審議会の委員に声を出して訴えていけるまでに活動することが第一ではないかなと思う。審議会に諮問して決めていただく流れが一番いいと思う。ただ、我々が声を出せるように頑張っていくこと、特別委員会の中でそういうことを意思統一していくことが大事ではないかと思う。</p>
	吉田委員	<p>わたしも入って半年過ぎたくらいだ。議員活動は、踏み込めば踏み込むほど、足が抜けなくなりそうだ。他のことができなくて、どうしようかと思っている。生業にしたら、議員報酬ではとてもやれない。なぜかなと思う。堂々と、これくらいは欲しいと言えるくらいの器量が持てて、議員活動ができれば一番いいが、2足のワラジを履いていて、そこまで言える立場ではない。</p>
	升井委員	<p>諮問については、尊重しなければいけないと書いてある。しかし、その時の社会情勢や新しく出てくる問題などを鑑みて、判断すればいいと思う。今回、わたしは皆さんのこれからの議論に委ねるしかない。いずれの結果も受け入れられる。決められたことに関しては従いたい。</p>
	澤委員	<p>評価だと思う。自分を自分で評価するものではない。第三者が評価するからそれが認められるということがある。給料でも上げてほしい場合は、一生懸命頑張っている姿を見て評価してもらおう。同じように、議員報酬でも、上げてもらおうと思えば、議員活動を一生懸命すれば、第三者が評価して上げてもらえる。</p> <p>それを自分自身が評価して、自分でこれが正しいというのは理解してもらえないと思う。自分の心情は、我々は貧しくても住民が豊かであればいい。これは微動だにしない。いろんな議論をされてい</p>

		るが、この考えは変わっていない。
	田中委員長	<p>自分のためだけではない。将来の議員のため。大前提として、地方自治体として進むために、議会は必要不可欠な存在である。それを担う人が必要だ。その担う人が、担えるような状況を、どう我々がつくっていくかを考えなければいけない。</p> <p>自分は貧しくてもいいという人はいるだろうが、現実問題として、それでは議員活動はできないという問題がある。個人個人の考えと言ってしまったら、そうでない人は切り捨てられることになる。</p> <p>評価する側と、評価される側が一致すればいい。ちゃんと議員活動しようと思うと今の報酬では足りないということがある。足りないというのは基準があつてそう言っている。そういう問題も考えてほしい。</p>
	足立議長	<p>特別職は、答申を受け入れたうえで、理由を付けて今回は上げないという判断だろうと思う。同じ答申を受けて、同じくオープンになる内容で、議会は議会で答申どおりでいいのか。微妙な問題としてそのあたりも考慮してほしい。</p>
	田中委員長	<p>わたしなりに言うと、諮問したことが間違っていたということではない。だからその答申は認め、同意する。しかし、別の理由でこの度は引き上げないということだと思う。</p> <p>諮問したことが間違っていたのであれば、そのこと自体も批判にさらされるものであるが、そこが間違っていないのであれば、理屈から言えば、答申はおのずと認めるという結論になるはずだ。しかし、ほかの理由で、そのとおりににはできないという話である。</p> <p>新しい議員は、諮問機関の設置についても、諮問についても、直接の責任はないが、そこからくる心苦しきがあると思う。</p> <p>これからの議会活動に対する心構えなり、向き合い方が回答の大きな要素になるだろう。答申に書かれているように今後の議会活動に対する期待があることに間違いない。それに対してどう答えていくか、答える気があるかどうかを問われている。</p> <p>これを機会に、わたしも改めて議会の活動、次の活動に立ち向かいたいと思っている。あとは、その姿や結果を見てもらうしかない。</p> <p>わたしも長くやっているが、恥ずかしい話、読んだこともないものを読んだし、改めて自分なりに整理した。</p> <p>立場はいろいろあるが、議会としての役割、議員としての存在の価値は共通で、それが一つ一つ高みに上がっていくような取り組みを、立場は違ってもいろんな面で共通の思いや共通の努力はできると思う。答申に対する結論を出して終わりにしたくはない。終わりにしたら期待に応えられない。</p> <p>議長の発言を踏まえて、考えをまとめていきたい。副委員長と相談したい。しばらく休憩する。</p>
休憩		10時48分～11時17分 休憩

再開	田中委員長	<p>再開する。</p> <p>時間をとってしまったが、先ほど副委員長と、議長、副議長を含めて相談した。こういう方向でどうかということをご提案したい。答申を受け入れるということが一つ。これまで申し述べた理由である。ただし、この間、様々な不祥事が行政の中に起きた。議会としてのチェック機能の問題として受け止めなければいけない。議会が執行部と車の両輪としての役割をしっかりと果たしていくことに向けて、この間議論してきたことを、さらに深めていく作業を続けたい。その中で議会としての決意なり覚悟をもっと固めていくことを続けながら、当分の間は、執行を留保するというようなことでどうだろうか。</p>
	柳委員	<p>答申は最大限尊重して受ける。条例は答申どおりの金額に改正するが、条例の附則で、執行を留保する。その理由は、監督責任、監視機能を含めた中で・・・</p>
	田中委員長	<p>そのことの責任を取るということではなく、そういう役割をきちんと果たしていけるような議会を目指して議論を続けていくということだ。</p>
	柳委員	<p>プラスアルファ、この議論も、ある程度、議員報酬については、一定の共通認識のようなものがちょっとずつ出来上がりつつあると思う。はじめをゼロとして10なのか20なのか、100までは程遠く数値では表せないが、一定の理解や共通の認識ができてつつあるなかで、今後とも報酬について、そして議会活動、議員活動、職責等々についても語っていくと思う。まだまだ途中であることも含めて、答申は最大限に尊重し受け入れるが、留保の理由はそういう思いも入れさせてもらいたい。</p>
	田中委員長	<p>理由をあれこれ書く必要はないと思う。今は、報酬ということについての議論であったが、当然、議論はそれだけにとどまらず、いろんなことが議論の中に出てきている。4つのテーマを提示したが、これからやろうと思えば、我々が公的支給を受けているのは、報酬だけではなく、町民から見れば費用弁償の問題も取りざたされるように、公的支給にふさわしい活動が求められるし、我々からすれば、ちゃんと議会活動や議員活動をしっかり検証したうえで、将来議員になった人たちがきちんと活動できるように、補償されるような公的支給の在り方をその中で当然考えていくことになる。</p> <p>単に報酬だけの問題でなく、議員に支給されるものをトータルで考えていくことになる。すでに資料で示されているように、そういう検証をして住民に投げかけて議論を重ねて了解してもらったり、はねられたり、さまざまだが、そういうことをしている議会もある。先々、そういうことになると思う。</p>
	柳委員	<p>答申は受け入れて、条例を改正し、附則をもって執行を留保、停止することに賛同するが、そのあと、改めて報酬の中身についてさらに検討するというごことで、この特別委員会の一つの目的の答申に対する対応方針は決めたことになるが、もう一つ目的があったと思</p>

		うが、改めて今回結論を出したことによって、この特別委員会を解散するわけではなく、まだ継続するということを確認したい。
	田中委員長	この特別委員会で行うということだ。
	杉村委員	答申は尊重する、受け入れる、条例改正も行う、執行はしばらく凍結するということについて、わたしは、まず、答申は尊重することまでは同意する。しかし、受け入れるところには同意できない。議決時において、各議員はフリーハンドで議案に対して臨むべきと思う。議員報酬であろうが何であろうが、どんな議案についてもそうだと思う。答申に対する方針は、各議員の政治判断しかないと思う。この特別委員会では答申は尊重するということまで同意する。
	柳委員	フリーハンドは当然だ。通常の条例でも附則で但し書きがある。混乱させるような議論はいけない。
	田中委員長	尊重するというのは受け入れるということではないのか。尊重するけれど土砂投入をするという安倍首相と同じだ。それは尊重するとは言わない。フリーハンドとは関係ない話だ。個々の議員が判断するのはそのとおりだ。答申を尊重するということは受け入れるということの意味する。それは諮問した者の責任ということだ。フリーハンドで、それをノーとするならば、それを意思表示する時に必ず過去の自分を自己批判してから行うべきだ。
	杉村委員	委員長は繰り返し、自らの反省を先にすべきだとおっしゃっているが、そこはわたしと委員長との意見が違う。何が違うかという、どんな審議会であっても諮問をして答申を受ける。これは行政が自ら判断する時に、専門的だとか利害関係者の意見を聞くとき、いろいろな機関や審議会の意見を聞いて、それじゃあ、こういうことにしようとか政治的な判断をしたあと、議決機関である議会に提案してくる。審議会に諮問をしたから、必ず答申に沿っていくということまでは、どんな審議会でもあるはずがないというのがわたしの見解だ。 委員長とはそこが違う。だから反省しなさいと言われても、わたしはそんなことをするつもりは全くない。
		※柳委員（副議長）、退室（11:30）
	田中委員長	言語が違うから、しょうがない。 審議会の設置にも何も言わなかった、諮問にも何も異論を唱えなかった。そのことの政治責任はないのか。見解の相違ではない。政治責任の問題だ。
		※柳委員（副議長）、入室（11:31）
	柳副議長	新しい議員もおられる。常任委員会でもそう。そのうえで個々具体的に審査しなければいけない特別委員会を設置した以上は、きちんとした結論を出さないといけない。ただ答申を受け入れる。それも大事だけど、どういう形なのか、各々の議員が把握しないといけない。特別委員会を設置して答を出すということがどういうことな

		のか、きちんとしてほしい。
	田中委員長	それは、皆さん、分かっていると思う。
	柳副議長	混乱を招くような発言があるから。
	田中委員長	いや、やらない。
	柳副議長	改めてのわたしの意見だ。委員長がたまたまこういう形で提案された。当然道義的な責任もある。審議会の答申は最大限尊重して受け入れる。受け入れるということはどういうことかということ、条例をもって、条例改正をする。そのうえで、執行は留保させていただきたい。理由は、監視機能をしっかりとできる議会にならないといけない。そのための議論を尽くしたい。それが1か月なのか、3か月なのか、半年なのか分からないけど、ある程度、一定程度の留保は、附則をもってかけていただきたい。
	田中委員長	スタイルは、専門のところであればいい。ここでは、スタイルまでどうこうする必要はないと思う。ここで受け入れられた、皆さんの意思に合わせたスタイルで処理すればいい話だ。
	川口委員	わたしは、はじめの討議の中で、結論はもう少し延ばしたいという気持ちでいた。わたしも、いま委員長が提案された案に賛成だ。保留という形になる。副議長が言われたように、特別委員会は今後も継続していくべきで、きょうの結論をもって、この特別委員会がなくなるということではないということが確認された。 結論付けるのに、わたしも諮問をかけた議員の一人として、0.6%の増が不満ではない。これからの議会活動に期待をされ、議員報酬については、定期的に見直しをすべきだということが答申に盛り込まれている。我々が今までの実質3回の委員会の中で議論してきた報酬を、我々は、今の我々も含めてだが、これから岩美町を背負って立っていただくような、若い議員も出てほしいという気持ちを込めて、議員報酬はこうあるべきだということが言えるように、我々の自覚が必要だと思う。委員長の提案に賛成する。
	宮本委員	休憩前に、わたしの考えは決まっていた。委員長の提案と同じような考えだ。当時の議員として、職員の不幸事があったとかいろいろなことがあった。町民が新聞報道等を見て尋ねられた中で、なんだいや、岩美町はどうなっているのか、お前ら議員はちゃんとしろと言われる。議員としても、たとえ執行部の怠りであっても、そういう問題ではなく議員としても同様に責任があることを痛感している。そのことと、委員長が言われた、執行部とは車の両輪という点で、責任もあるということ強く思っている。 結論は、委員長が言われたように、答申を尊重する、尊重するということは受け入れるということの内包していると思う。しかし、そのままの形を執行するのは、どうかと躊躇（ちゅうちょ）している。委員長が言われたようなことができるのであれば、そういう形で進めていただきたい。
	澤委員	委員長の判断に従う。

	吉田委員	わたしも、それでいいと思う。
	森田委員	わたしも、それでいいと思う。
	升井委員	委員長の提案でいいと思う。
	橋本委員	委員長の案に賛同する。
	田中委員長	副委員長とわたしは、先ほどわたしが提案した内容で一致している。 杉村委員、大勢が決まった。この方向で進めたいと思う。
	杉村委員	わたしは、それについて反対する。
	田中委員長	改めて付け加える。諮問に対して、時期が悪いという発言もなかったし、異議を唱えなかったということに一言触れていただけることを希望している。自己批判ということではなく、町民はそのことを承知していないから。情報はちゃんと伝えてほしい。これは、見解の相違の問題ではないと思う。事実を事実として町民に情報を提供するという範疇（はんちゅう）の話だと思うので、そのようお願いする。 議論を深めていく作業を続けていきたいと思うので、答申に対する結論を出したということをもって、特別委員会を解散ということではなくて、どこまで行くか分からないが、継続していきたい。これからも、いろいろな資料を提供していきたい。お互いに研鑽（けんさん）を深めていきたいと決意したい。皆さんにも格別をお願いをする。 この特別委員会の名称は、議員報酬調査特別委員会だが、答申調査特別委員会ではないので、引き続きこの名称でいきたい。報酬に収斂（しゅうれん）されると考える。
	杉村委員	あまりに曲解だ。なぜ素直に、議会改革調査特別委員会を設置する方向にならないのか。最終的には、もしかしたら定数や報酬に帰結していくかもしれないが、それはあまりに曲解だし、現在の委員会設置の議決には「報酬について」となっていて、最終的には報酬につながるかもしれないが、もろもろの果たすべき役割を議論するのであれば、議会改革調査特別委員会を設置して、その中で報酬も含めて議論すべきである。この名称のまま議論を進めることは、町民にも大変分かりにくいし、理解される方は少ないと思う。
	柳副議長	何度も言うが、報酬についてまだ片がついていない。名称を継続するのは当たり前だ。この議論のあとで、もろもろの議論をすることになるかもしれないが、我々の任務はまだ終わっていない。
	田中委員長	答申の調査特別委員会ではないので、報酬の議論はまだ続けるということだ。内容としては、これまでも何度か言ったが、この議論を続ければ、我々の活動の問題になっていく。それを抜きにした報酬の議論はあり得ない。この延長としてこれから議論が続くので、議会改革という名称を冠しなければ、町民に分かりにくいという話ではないと理解している。 先々に議論して、名称を変えようということになるかもしれない

		が、いまのところ必要性を感じない。しばらくは、このままでも不都合はないし、町民の期待に反するものでもないと思う。
	杉村委員	わたしは反対である。
	吉田委員	議員改革とは、何をしようとしているのか。議会がこれまで続いていて、その中でそれぞれの活動によって、形作られてきていると思う。改革、改革と言わなければいけないのか、正直に言って疑問だ。
	宮本委員	委員長の意見に賛成だ。ようやく入り口に入った。名前にこだわって、ことさら難しいことをしているようにもっていかなくても、いままで、長時間勉強してきたこの延長線上には、必ず住民との対話が出てくる。一つ一つ経験しながら議員の資質を高めていくことのほうが、本来の目的により早く近づくのではないかと思う。名称としてはこのままでいい。
	柳副議長	名称はどこかで変わることがあり得る。しかし、議員報酬について調査するという立上げた議員報酬調査特別委員会の任務は、まだ果たされていないのだから、この委員会を継続しなければいけないということである。報酬について、まだまだ任務を果たせていないのは間違いのない事実だと思う。
閉会	田中委員長	<p>皆さんの意見をくみたい。杉村委員の言われるように議会が変わっていく、議会を変えていく、そのための実効性のある議論を積み重ねていきたい。議会改革をしないということではない。議長の提起をスタートにして、議員報酬をどうするかこうするかという狭い議論ではなくて、結局は議会をどうするか、どんな議会をつかっていくかという議論につながっていく活動にしたい。実効性のある特別委員会にしていきたい。</p> <p>ここで議論するだけでなく、住民との関係で行動することになっていく、そういう方向で力一杯頑張っていきたいと思う。</p> <p>以上で閉会する。</p> <p>*起立、礼</p> <p>11時50分 閉会</p>

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会
議員報酬調査特別委員長